



更なる再エネ自家消費拡大目指し「次世代ZEH+」枠を設置

2020（令和2）年度も、戸建住宅を対象としたZEH支援事業が、経済産業、環境、国土交通の3省連携で実施される予定です。補助対象は、ZEHビルダー／プランナーにより設計・建築・販売等される住宅で、基本的には平成31（令和元）年度の制度が踏襲される見通しです。

このうち、経産省のZEH+実証事業は、再生可能エネルギーの自家消費拡大を目指した『ZEH+』とNearly ZEH+（寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る）を補助対象に実施します。補助額は令和元年度より10万円少ない105万円／戸を予定。採択方式は、事前枠付与方式の予定で年度初めに枠の公募を予定しています。

今回の特色は住宅単体での再エネ等自家消費拡大に向け、「次世代ZEH+」を規定したことです。ZEH+は充電設備、更なる高断熱外皮、HEMSのうち、2要素を採用したZEHと規定されていますが、「次世代ZEH+」はさらに、①蓄電池②V2H設備③燃料電池——のいずれかを導入する住宅で、それぞれ補助が加算されます。

ZEH+には約200件を割り当て、次世代ZEH+には約2000件を割り当てる予定で、3つ星以上のZEHビルダー／プランナーであることが、「最低でも1枠付与」の条件となっています。

また、レジリエンス性を強化したZEH+（ZEH+R）の強化事業も引き続き実施されます（令和元年度補正予算）。ZEH+Rは、ZEH+の定義を満足し、①蓄電システム②太陽熱利用システム③停電自立型燃

料電池——のいずれかを導入する住宅です。115万円／戸にさらに、導入設備に応じて加算されます。

レジリエンス強化型も引き続き実施

ZEHを活用したレジリエンス強化事業としては、さらに、「コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業」を設けたことも令和元年度補正予算の特色の一つです。要件は、(1)3戸以上の住宅（既存住宅含む）が参加するコミュニティであり、住宅の8割以上がZEH+である。(2)コミュニティに参加する住宅（既存住宅含む）から発生する太陽光発電等の余剰を停電時に地域住民に提供できる——こと。

補助対象設備は、

▽住宅のZEH+化に係る費用（高断熱外皮、空調、給湯等）＝105万円／戸＋α（蓄電池、V2H設備等）
 ▽共用設備に係る費用のうち、V2H設備、自営線等＝1／2、蓄電池（停電時に地域住民にエネルギーを提供できる設備であれば住宅敷地内に設置されるものも可）＝定額

——を予定しています。

そのほか、環境省が実施するZEH支援事業と共通で加算枠が設けられています。具体的には

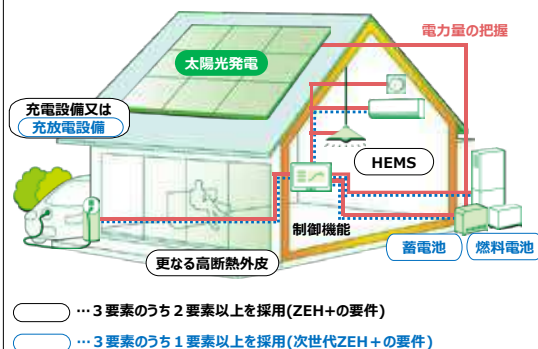
▽低炭素化に資する素材（CLT＝直交集成板）の導入または先進的な再エネ熱利用技術（地中熱利用技術、太陽熱利用技術）を活用する場合＝定額加算

▽蓄電システムを設置する場合＝2万円／kWh加算（上限20万円または補助対象経費の1／3）

——が予定されています。

令和2年度ZEH実証事業（案）

住宅単体で自家消費を拡大させたモデル（ZEH+／次世代ZEH+）



	断熱性能	再エネ除く省エネ率	再エネ含む省エネ率	再エネ等自家消費拡大措置	補助金額（予定）
次世代ZEH+				左図黒枠の内2要素以上を採用かつ青枠の内1要素以上を採用	105万円+α/戸
ZEH+	強化外皮基準（ZEH基準）	25%	100%	左図黒枠の内2要素以上を採用	105万円/戸
ZEH		20%			60万円/戸

Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、令和2年2月14日及び2月28日に雇用調整助成金に係る特例措置を講じていますが、今般、新型コロナウイルス感染症に関し、さらなる特例措置を以下のとおり講じることとしました。

1 雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者を助成対象とします。

新規学卒採用者等、雇用保険被保険者として継続して雇用されている期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

2 過去に受給していた事業主に対する受給制限の廃止について

過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、以下のとおりの取扱いとします。

(1) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していても助成対象とします。

(2) 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算

追加の特例措置（全国）向けのリーフレットの一部

助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の資金支出額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日あたり最大300円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成率は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金に休業手当支払額を併し、1日当たりの助成率算定を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日あたり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

- ◆受給手続き◆
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画書を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、資金繰り切期等と異なります。)
 - 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
 - 事後提出しない休業等については、最初の計画書を、雇用調整を開始する日の2週間前を目処に、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
 - 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。



- ◆初回の計画書時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。
- 休業等実施計画書 休業予定日、規模等を記載。
 - 事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用) 事業縮小の状況を記載。
 - 【添付】 労使協定書
 - ・ 労使協定書
 - ・ 労働者代表確認書類
 - 【添付】 事業所の状況に関する書類 (生産指標(売上高等)のわかる書類、生産指標(売上高等)のわかる書類、所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類等 (生産指標は提出前月の数値で確認します。))

- ◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画書や申出書の様式は厚生労働省からダウンロードできます。
- ① 休業の実施予定時期、日数、② 休業の時間数。
 - ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

- ◆その他の主な支給要件◆
- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
 - 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
 - 休業手当の支払いは労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
 - 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。
- 詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の復旧にご協力ください。

150日までのところ、今回の特例措置の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とします。

※詳細に関しては下記厚生労働省ホームページを参照のこと。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html

工務店の事業承継 「自分子ども」が28.9%

後継者の不足や育成など、事業承継の課題が指摘される建設業界。例えば帝国データバンクの調査では、建設業の後継者不在率は実に71.2%に上るといふ。エニワン(株)はこのほど、工務店経営者を対象に事業承継に関する調査を実施した。事業承継に際し、誰に会社を引き継がせるかという質問では「自分の子ども」という答えが28.9%で一番多く、次いで血縁者以外の「在職中の事業責任者」が23.8%、「外部からの人材」が15.0%という順だった。また、事業を売却するという意見も7.0%あった。

事業を子どもに継がせない理由については、「本人の希望を聞いて判断したいが、仕事は自分で見つけて欲しい」、「子どもには子どもの夢や人生があるから」、「周りの家族経営している会社の業績が悪いのをみて」といった回答が寄せられている。

「事業承継に関する相談は誰にするか」尋ねたところ、『顧問の公認会計士・税理士』という意見が最も多く、36.1%だった。次いで『親族・友人・知人』が21.5%、『取引金融機関』が12.9%、『商工会・商工会議所』8.6%と続く。

次の代に会社を継がせることへの不安については、『安定した経営ができるか』という意見が最も多く35.3%だった。次いで『周りにフォローしてもらえるか』が22.2%、『既存社員に受け入れてもらえるか』が21.0%、『取引先との関係に変化が起きないか』が13.5%、『金融機関との関係に変化が起きないか』が6.8%だった。

「現在取り組んでいる準備・対策」についての質問(複数回答可)では、『後継者の確保・教育』が36.8%で最も多く、次いで『後継者を支える人材の確保』が32.1%、『取引先との関係を維持』が28.8%、『金融機関との関係を維持』22.7%、『社内体制の見直し』が16.5%、『特にしていない』が14.5%、『事業承継計画の策定』が13.2%と続いた。

この結果について調査を行ったエニワンは、「事業承継は、会社の全てを後継者へと託すため、後継者の確保は欠かせません。後継者探ただけでなく、その周りの人々、承継後も会社が維持するために今のうちからできることなど、経営者は事業承継に向けて多くのことに取り組んでいるようです」とまとめている。

調査は工務店経営者1017人を対象に2月20～21日、インターネット上で行われた。

Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

建築物リフォーム・リニューアル調査 令和元年度第3四半期の 受注高約 3.3 兆円 住宅は前年度比 3.2%増

国土交通省は3月10日、建築物リフォーム・リニューアル調査の令和元年度第3四半期受注分を公表した。建築物リフォーム・リニューアル工事の受注高は3兆341億円（前年同期比0.5%増）。住宅は8511億円（同20.6%減）で、非住宅建築物に係る工事は2兆1830億円（同12.2%増）だった。

住宅に係る工事を工事種類別の受注高で見ると、増築工事は164億円（同4.0%減）で、一部改築工事が477億円（同103.2%増）。改装・改修工事が6177億円（同22.2%減）、維持・修理工事が1694億円（同28.8%減）だった。非住宅建築物に係る工事では、増築工事が963億円（同48.7%増）、一部改築工事が586億円（同23.8%減）、改装・改修工事、維持・修理工事が2兆281億円（同12.4%増）となった。

住宅の業種別では、建築工事業の5646億円（同13.2%減）、職別工事業の1976億円（同22.5%減）の順に多い。

非住宅建築物の業種別では、「建築工事業」が8066億円（同21.8%増）、「電気、機械器具設置工事業」が4286億円、同29.4%増の順に多かった。

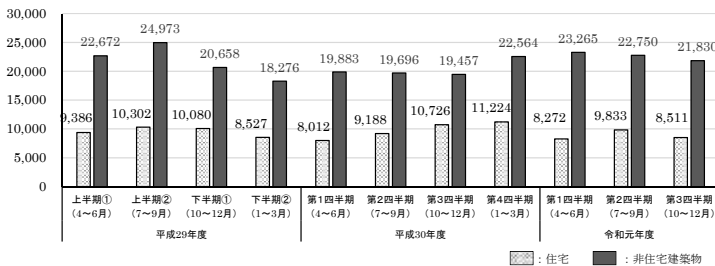
住宅の用途別構造別受注高では、木造一戸建住宅が3964億円（同23.5%減）、コンクリート系構造共同住宅3527億円（同1.5%減）の順に多かった。非住宅建築物では、「コンクリート系構造」の「事務所」で3468億円（同29.8%増）、「鉄骨造」の「生産施設（工場、作業場）」で2854億円（同61.5%増）の順に多かった。

発注者別に受注高を見た場合では、住宅は個人が5385億円（同期比27.7%減）、管理組合が1185億円（同1.5%減）の順に多かった。また、工事目的別（複数回答）で住宅は「劣化や壊れた部位の更新・修繕」が166万2776件で最も多く、次いで「省エネルギー対策」が4万6936件だった。

住宅の最も多かった工事部位（複数回答）は、「給水給湯排水衛生器具設備」の46万8231件（同20.3%減）だった。次いで「内装」の37万702件（同0.7%減）、「建具」の25万8549件（30.7%増）と続いた。（※図表・一部略）

同調査は調査対象期間に元請として受注した建築物リフォーム・リニューアル工事について、建設業許可業者5000社に対し、調査票用紙を郵送して実施したもの。住宅で1581、非住宅で1072の有効回答が得られた。調査対象期間は令和元年10月1日～12月31日。

受注高の推移



受注高の推移 (単位: 億円 対前年同月比 %)

年度	時期	計		住宅		非住宅建築物	
		受注高	前年同月比	受注高	前年同月比	受注高	前年同月比
平成29年度	上半期	67,333	3.4	19,688	▲2.9	47,644	6.2
	上半期① (4~6月)	32,058	▲1.3	9,386	▲5.1	22,672	0.4
	上半期② (7~9月)	35,275	8.0	10,302	▲0.9	24,973	12.2
	下半期	57,540	▲8.6	18,606	▲12.5	38,934	▲6.6
平成30年度	下半期① (10~12月)	30,738	▲5.5	10,080	▲12.6	20,658	▲1.6
	下半期② (1~3月)	26,802	▲11.8	8,527	▲12.4	18,276	▲11.6
	上半期	56,778	▲15.7	17,200	▲12.6	39,579	▲16.9
	第1四半期 (4~6月)	27,895	▲13.0	8,012	▲14.6	19,883	▲12.3
	第2四半期 (7~9月)	28,883	▲18.1	9,188	▲10.8	19,696	▲21.1
	下半期	63,971	11.2	21,950	18.0	42,021	7.9
令和元年度	第3四半期 (10~12月)	30,183	▲1.8	10,726	6.4	19,457	▲5.8
	第4四半期 (1~3月)	33,788	26.1	11,224	31.6	22,564	23.5
	上半期	64,119	12.9	18,104	5.3	46,015	16.3
	第1四半期 (4~6月)	31,537	13.1	8,272	3.2	23,265	17.0
令和元年度	第2四半期 (7~9月)	32,583	12.8	9,833	7.0	22,750	15.5
	下半期	30,341	0.5	8,511	▲20.6	21,830	12.2

業種別 受注件数・受注高 (住宅) (単位: 億円 対前年同月比 %)

業種	調査対象者数(※)	受注件数		受注高		
		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	
計	64,515	▲5.2	1,746,077	▲4.5	8,511	▲20.6
一般土木建築工事業	2,854	▲8.0	18,426	1.9	301	28.7
土木工事業	3,243	▲0.1	1,469	▲72.3	54	692.0
建築工事業	35,891	▲8.4	986,954	0.9	5,646	▲13.2
職別工事業	12,638	0.4	520,066	25.0	1,976	▲22.5
管工事業	5,055	3.4	172,266	▲48.2	416	▲51.6
電気、機械器具設置工事業	4,835	▲3.6	46,896	▲39.5	119	▲79.2

良質なストック等支援事業募集開始 国交省

国土交通省は3月10日、令和2年度「住宅ストック維持・向上促進事業」の提案の募集を開始した。中古住宅・リフォーム市場の健全な発展に向け、良質な住宅ストックが適正に評価され、消費者の住生活に関するニーズに的確に対応できる環境の整備に取り組む事業者等を支援する。

募集は①良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業、②消費者の相談体制の整備事業、③リフォームの担い手支援事業——3事業で行われる。

①「良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業」は、関係主体が連携した協議会等が行う、良質な住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・周知、当該仕組みの試行を支援する。「安心R住宅」を対象とした取組みについて特別枠を設け、優先的に支援する（安心R住宅版）。

令和2年度は特に、次のような取り組みを重点的に募集する。▽既存戸建て住宅の流通活性化、住み替えの促進に資する仕組み（賃貸化、スケルトン・インフィルの分離、当初から将来売却や賃貸化を想定する等）、▽適切な維持管理が資産価値評価や金融機関の審査等に反映される仕組み（維持管理の実効性確保、所有者へのインセンティブの付与等）、▽住宅ローンの金利優遇・融資枠拡大・返済期間延長以外の金融商品や、金融以外の流通商品に関する仕組み（リバースモーゲージ、リー

Monthly HAKKO NEWS HEADLINE

スバック、買取保証・借上保証、優先買取権付賃貸借等)、
▽事業者の生産性の向上に資する仕組み(既存住宅に係る
検査の合理化、書類確認作業等の効率化、ITの活用等)、
▽消費者への訴求力のある情報提供・周知方法等を取り入
れた仕組み(消費者の理解促進につなげる説明方法・ツ
ール、情報の見える化、効果的な見せ方等)

②「消費者の相談体制の整備事業」は、住生活に関するニ
ーズを一元的に受け付け、専門家が連携して多様な消費者の
ニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制(住宅
の関係主体が参画する協議会等が行う)の整備を支援する。

③「リフォームの担い手支援事業」は、リフォーム事業者の
資格や施工実績、依頼者の評価等の情報を提供し、トラブル
対応等に備えた第三者委員会を設置する等、消費者が安心し
て事業者を選択できるウェブサイトの整備を支援する。

【締切】①良質住宅ストック形成のための市場環境整備促
進事業のうち新規事業は4月8日(水)。継続事業は、募
集1回目が3月25日(水)、2回目は4月8日(水)。安
心R住宅版の事業は12月25日(金)。②消費者の相談体
制の整備事業と、③リフォームの担い手支援事業も4月8
日(水)まで。

【問合せ】国交省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室
U R L : [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/
jutakukentiku_house_mn4_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_mn4_000006.html)
電話 03・5253・8111 ①(内線 39・448、39・432、②(内線
39・439、39・448)、③(内線 39・444、39・448)

**2020年 依然として減少傾向、6カ月連続減
1月着工 分譲戸建ても7カ月ぶりに減少**

国土交通省が2月28日に公表した1月の新設住宅着工
戸数は6万341戸(前年同月比10.1%減)で7カ月連続
の減少となった。持家は6カ月連続の減少、貸家は17カ

月連続で減少、分譲は3カ月連続の減少となった。季節調
整済年率換算値は81万2928戸(前月比4.6%減)で先月
の増加から再び減少となった。

利用関係別では、持家は1万8037戸(前年同月比
13.8%減)で6カ月連続の減少。民間資金によるものも
1万5986戸(同13.5%減)で6カ月連続で減少し、公的
資金によるものも6カ月連続で減少(16.2%減)した。貸
家は同2・5%減で17カ月連続減少。民間資金による貸
家は32カ月連続の減少となったが、公的資金による貸家
は8カ月ぶりに増加した。

分譲住宅は1万7856戸(同14.6%減)で3カ月連続の
減少。マンションは3カ月連続の減少(同27.5%減)と
なり、一戸建も2カ月連続の減少(同2.8%減)。構造
別では木造が3万3849戸(同11.2%減)で6カ月連続
減。工法別では軸組木造(在来工法)が2万6055戸(同
11.1%減)で7カ月連続の減少となった。

令和2年1月 新設住宅着工統計 (▲は減少、無印は増加)

		戸数	前月比(%)	前年同月比(%)
新設住宅合計		60,341	▲ 16.4	▲ 10.1
利用関係別	持家	18,037	▲ 19.1	▲ 13.8
	貸家	24,147	▲ 12.5	▲ 2.5
	給与	301	▲ 55.5	▲ 36.6
	分譲	17,856	▲ 17.3	▲ 14.6
地域別	首都圏	21,437	▲ 9.7	▲ 7.7
	中部圏	7,985	▲ 8.3	▲ 3.9
	近畿圏	9,758	▲ 18.9	▲ 14.2
	その他の地域	21,161	▲ 23.5	▲ 12.5
構造別・ 建て方別	木造	33,849	▲ 21.0	▲ 11.2
	一戸建	26,195	▲ 17.9	▲ 9.6
	非木造	26,492	▲ 9.7	▲ 8.5
	共同住宅	22,341	▲ 10.2	▲ 6.1
工法別	軸組木造	26,055	▲ 20.1	▲ 11.1
	在来非木造	18,727	▲ 8.7	▲ 8.4
	プレハブ	8,546	▲ 13.1	▲ 9.9
	2×4	7,013	▲ 23.9	▲ 10.8

後付け用宅配ボックス
COMBO-LIGHT
コンボーライト

**宅配物は
宅配ボックスで
受け取ろう!**

Panasonic
Homes & Living